年金積立金管理運用独立行政法人令和7年度計画

令和7年3月31日届出

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)の令和7年度計画を次のとおり定める。

令和7年3月31日

年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 宮園 雅敬

- 第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する ためとるべき措置
 - 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - (1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令並びに中期目標及び中期計画の定めるところに基づき行う。

また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。)の内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。

このため、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。

なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、 公表するとともに、経済環境が激しく変化することを踏まえ、適時適切にその内 容について検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行う。

(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

① 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮

年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、情報発信を含む自らの行動が市場に過大なインパクトを与えることで、結果的に自ら不利益を被ることがないよう、十分留意する。

また、企業経営等に直接的かつ過大な影響が及ばないよう十分に考慮し、以下の点について配慮する。

- i 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関から の運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。
- ii 株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

(3) 他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

2. 国民から信頼され、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営

意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図りながら、自律的なPDCAサイクルを十分機能させることにより、引き続き国民からの信頼に応え、管理運用法人としての使命を着実に果たすための健全な組織運営を確保する。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化する等の透明性の向上に資する取組を引き続き推進する。

役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を少なくとも 年1回実施し、その結果を働きがいのある職場づくりに活かす。

3. 基本的な運用手法及び運用目標

(1) 基本ポートフォリオに基づく運用

基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。

(2) ベンチマーク収益率の確保

令和7年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。)及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率をもとに適切な方法を用いるとともに、その結果を経営委員会に報告する。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等、できる限り投資行動に沿った要因分解を行い、投資行動のPDCAサイクルが回るように努める。

なお、ベンチマーク収益率との比較による評価は、厚生労働大臣への寄託金の 償還及び年金特別会計への納付等のためベンチマークに含まれない短期資産を 保有する必要があること、税金及び取引執行費用等はベンチマーク収益率に反映 されていないこと等を踏まえて行う。

(3) 基本ポートフォリオ

モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅	± 6 %	± 5 %	± 6 %	± 6 %
114	± 9	9 %	± 9	9 %

(注) 為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。

① 乖離許容幅の考え方

経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。

② オルタナティブ資産運用の位置づけ

オルタナティブ資産(インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの)は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認

する。

(4) 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などが生じる可能性がある等経営委員会が必要と認めるときは、見直しの検討を行うこととする。このため、経営委員会の下に設置した基本ポートフォリオ検証等PTにおいて、そうした変動などがないかどうかモニタリングを行うなど、基本ポートフォリオの検証を適時適切に行い、検証結果を少なくとも年度中に1回、経営委員会に報告する。

これに併せ、モデルポートフォリオの検証について、経営委員会がその必要性を認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。

(5) 年金給付のための流動性の確保

引き続き、厚生労働省との緊密な連携の下、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を進める。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。

4. 運用の多様化・高度化

(1) 運用手法

- ① 運用手法については、データ分析を活用した定量的・科学的見地に基づいたポートフォリオ運営に努める。加えて、新たな手法の導入等に伴い経営委員会が重要事項と判断する事項についてその審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切なリスク管理を行う。
- ② 各資産とも原則としてパッシブ運用と超過収益の獲得を目指すアクティブ 運用を併用する。

ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うとともに、リスク量の適正化及びスタイル分散を図る等アクティブ運用機関のマネジャー・ストラクチャーを管理する。また、運用理念や運用手法の相互理解を深める等、運用受託機関とのアラインメント強化を図る。

加えて、アクティブ運用についてのリスクを適切に管理するため、資産全体の推定TE(トラッキングエラー)の参照値を設定する。

③ 伝統的資産のマネジャー・ベンチマークについては、幅広い観点から、見直 し等を含めた検討を行う。

オルタナティブ資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価を行うことに加え、伝統的資産対比の運用パフォーマンス評価方法の活用を更に進めるとともに、その有効性を含め、オルタナティブ各資産の特性を踏まえた適切なベンチマークの検討を行う。

また、インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に行う。

- ④ 超過収益については、その源泉の多様化や自家運用の活用等を通じ、ポートフォリオ全体で確保することを第一とするとともに、アクティブ運用においては、データ分析等に基づく定量的・科学的な分析の活用を進める。
- ⑤ 運用の高度化・多様化に対応するために、自家運用に係る業務について、統合化されたツール上で実行することでリスクの削減、効率化及び業務品質の向上を図るなどミドル・バックの体制整備を図るとともに、資産管理機関等との連携等を強化する。

(2) 運用対象の多様化

- ① 運用対象の追加に当たっては、被保険者の利益に資することを前提に、経営 委員会において幅広に検討を行う。
- ② オルタナティブ投資については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から行うものであり、伝統的資産との投資手法の違いや、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況などの固有のリスク等があることを踏まえ、高い専門性を有する投資フロント人材、法務・税務やリスク管理等を担う人材の確保・拡充並びに外部アドバイザーの活用等により超過収益獲得の確度が高い良質な案件の選定力を高める。あわせて、専門性を有する外部人材の活用を含めたミドル機能及びバック機能の更なる充実による体制整備を図りつつ、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証を継続的に行い、その検証結果を十分に踏まえながら、新たな投資手法の検討を含め着実に取組を進める。
- ③ オルタナティブ投資において、各資産の収益力の安定性や超過収益力、流通市場の整備を含む市場環境の整備などのオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で、シングルファンドへの投資や他のアセットオー

ナー等との戦略的パートナーシップ投資についての取組を進める。その際、投資手法の追加等、適切な投資手法の検討を継続する。また、リスク管理及び超過収益の安定的確保の観点からの検証をより有効に行うためのオルタナティブ資産のデータベース構築を進め、その検証結果を十分に踏まえながら適切に取組を進める。

④ オルタナティブ資産については、運用の効率性を向上させつつ超過収益を獲得する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリングに関し、データベース・分析ツールを活用した定量的な分析力の強化と定量データを合理的に説明する定性的な分析の改善を図るとともに、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産それぞれについて設定した収益目標等が達成されるよう、運用状況をモニタリングする。

5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理

- (1) 運用受託機関に対しては定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。 その際、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理 の手法等も含めて総合的に評価する。
- (2) 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用 受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施 する。
- (3) オルタナティブ資産については、自家運用と運用受託機関の適切な構成を検討するとともに、運用受託機関の採用にあたってはマネジャー・エントリー制を活用する。また、運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、手数料体系等に留意するとともに、モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。
- (4) なお、マネジャー・エントリー制については、過去の運用実績等だけでなく、 投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価する。

6. リスク管理

(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。リスク管理の状況については、理事長から経営委員会に対して定期的に、必要がある場合には速やかに報告し、経営委員会においても適切にモニタリン

グを行う。

加えて、国内の日中取引時間以外のリスク管理体制について検討を行う。

また、具体的なリスク管理の方法については、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下によることとする。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況を適宜把握するとともに、資産全体の推定TEについて、参照値を設定した上で、適切な管理を行う。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行うとともに、資産全体について、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリーリスク等を管理し、リスク負担の程度についての分析及び評価(アクティブ運用等の投資行動に沿った要因分解を含む。)並びに複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

② 各資産

各資産と基本ポートフォリオ策定に用いるベンチマークとの推定TEを適切に管理する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に 関する運用ガイドラインを示す。

また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じ各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。運用受託機関の運用スタイル分散を図る等マネジャー・ストラクチャーについて適切な管理を行う。

さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化の一環として投資判断用データベースの活用等を継続し、運用の改善を図る。

④ 各資産管理機関

資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理 ガイドラインを示す。

また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求める

とともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及 び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。

BCP(事業継続計画)も想定した資産管理機関との連携等について検討を 進めるとともに、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進 める。

⑤ 自家運用

自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドライン等を定め、随時遵守状況を適切に管理する。

⑥ トランジションマネジメント

資産配分変更、ベンチマーク変更、マネジャー変更等、様々な投資動機に伴い発生する資金移動のコストを適切に管理する。

(2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等

運用資産が増大し、オルタナティブ投資も着実に推進するなど運用対象を多様化する中で、ポートフォリオ全体のリスク管理を適切に行う観点から、統合的かつ複眼的なリスク管理を進めるとともに、ミドル・バック機能の充実・強化を図り、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、リスクを適切に管理するための体制の一層の強化に取り組む。

また、リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク・リターン分析ツール等をはじめとした各種ツールを活用する基盤整備を一層進め、投資戦略に応じた複眼的な分析に基づきPDCAサイクルを回すとともに、各種リスク管理に当たっては、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクが取引環境を含め金融市場等に与える影響について、ストレステストやシナリオ分析を実施する。加えて、長期投資の視点からのリスク管理手法の予備調査を進める。

さらに、業務リスクやコンプライアンス・リスクのPDCAサイクルを着実に 実行し、事案発生時の適切な対応を促すとともに、内部牽制機能の強化を図るため、法務支援機能の更なる拡充・強化・活用を進めるとともに、運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス専門部署の設置などコンプライアンス体制を強化することにより、適時適切に対応する。

加えて、災害などの緊急事態においても必要な業務が継続できるよう、BCP や事務マニュアルの改善など必要な取組を継続的に進める。

7. スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESG等の非財務的要素を考慮した投資

(1) スチュワードシップ責任を果たすための活動

「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。

スチュワードシップ責任を果たすための活動(議決権行使権限を有する場合は 議決権行使を含む。以下「スチュワードシップ活動」という。)の目的が専ら被 保険者の長期的な投資収益の向上を目指すものであることを運用受託機関に示 す。その際、上記スチュワードシップ活動の目的に沿って、ESG(環境、社会、 ガバナンス)要素を含むサステナビリティを考慮した取組を推進することを明確 化する。また、特に、日本においては、企業の資本配分や関連する情報開示が重 要課題となっていることを踏まえ、持続的な企業価値向上につながる資本配分や 事業戦略の促進などを重視する。

管理運用法人は、企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねる。運用受託機関からは、スチュワードシップ活動に関する報告(議決権行使権限を有する場合は議決権行使に係るガイドラインの提出(変更がある場合に限る。)及び議決権行使状況の年2回の報告を含む。)を求める。運用受託機関の運用戦略に応じたスチュワードシップ活動の評価の高度化・効率化等の観点から、「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価等を行う。

その際、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応 した評価方法や手数料体系を引き続き検討する。

また、評価手法の更なる高度化のため、これまでのスチュワードシップ活動の 取組についての効果測定等を引き続き実施する。

この他、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」に沿って、管理運用法人の投資家としての考え方の積極的な発信や、インベストメントチェーンを構成する様々な主体との継続的な対話の実施等、スチュワードシップ活動を深化させるための取組を推進する。

上記の取組について、「スチュワードシップ活動報告」をとりまとめ、経営委員会へ報告する。

(2) ESGを考慮した投資

年金積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESGを考慮した投資を推進し、サステナビリティに関するリスク低減や市場全体の持続的成長による長期的な投資収益の拡大と市場平均収益率の確保との両立を図りながら、ESGを考慮した取組を進める。

その際、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)を考慮した投資に関する基本的な方針(以下「サステナビリティ投資方針」という。)に沿って取組を進めるとともに、PDCAサイクルを適切に回し、ESGを考慮した投資について継続的に検証を行い、その結果を取組の改善等につなげる。検証にあたっては、様々なデータを活用することが必要となるため、データ整備、統計分析能力の向上などの体制強化に取り組むこととする。

(3) インパクトを考慮した投資

市場平均収益率を確保しながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を 図る観点から、投資先企業の持続的な成長可能性等を評価する際の非財務的要素 の一つとして、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果(インパクト) を考慮して投資を行うことについて検討する。

その際、まずはインパクトを考慮した投資の実態把握のための調査研究を進めながら、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等といった「第1の1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」及び「第1の3 基本的な運用手法及び運用目標」に留意しつつ、サステナビリティ投資方針に沿って、対象資産や投資手法等について検討を行う。

その上で、検討の進捗状況に応じて、必要な取組を行う。また、取組状況に応じて、取組が管理運用法人の運用に求められる基本的な考え方に則って行われているかについて継続的に検証する。

8. 管理運用法人の業務運営を支える人材の確保・育成・定着等

(1) 人材の確保・育成・定着のための環境整備

- ① 人材採用においては、高度な業務運営を支えるために必要な業務内容やキャリアパス等を明らかにするとともに、管理運用法人の業務の社会的意義や業務を通じて得られる経験や能力を採用活動の中で発信し、必要な人材の採用と採用後の能力発揮を可能とするような環境整備を行う。
- ② 職員の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる 人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。
- ③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的として専門的知識を有する職員等を活用した研修等を行う。また、60歳超の職員が知識及び経験等を活かして、職員の業務レベルの底上げ等に取り組みながら活躍できる職場環境の整備を行う。

④ 職員の報酬水準については、民間企業等の報酬水準と比較するなどにより、 その適切な在り方を検討する。その結果については、国民に分かりやすく説明 を行う。

(2)業務遂行能力の向上等

職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する等により、役職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、従業員エンゲージメント(各職員が管理運用法人の社会的意義や役割を理解し、そのために自発的に行動する意欲を高めること)の向上に努める。特に女性の活躍を推進するための取組を一層強化し、多様な人材が活躍できる勤務環境の整備を推進する。また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、必要な人材を戦略的に確保及び育成するための方針に基づいて、人材マップの活用、研修制度の充実及び適切な評価・処遇の実施に努める。

9. 業務のデジタル化の推進等

(1)業務のデジタル化の推進

- ① データサイエンス等を活用した運用の多様化・高度化に必要な運用データを 集約・分析する「運用業務基盤」の整備を進めるとともに、主要な業務アプリ ケーションの開発やユーザへの開発支援等を行う。
- ② また、I T分野における専門人材の募集と採用を進めるほか、I Tリテラシー底上げと I Tスキル向上を図るための施策を推進する。
- ③ さらに、職員等が共通して利用する業務を支える「共通業務基盤」等の構築によって、事務の軽減・効率化等に資するデジタル基盤の整備を進める。
- ④ 加えて、シニア I Tアドバイザーを中心に、専門的知見を有する派遣職員や 外部委託等のリソースを活用し、業務の質的な改善を推進する。
- ⑤ これらの取組を進めるため、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に基づき、組織としてPMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス:組織のIT施策の全体管理を行う部署)などの機能強化を含む業務のデジタル化を推進するための具体的な検討を行う。

(2)情報セキュリティ対策

情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施する とともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該 対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。

また、クラウドサービス選定時の基準の明確化を進めるとともに、クラウドサービス導入時におけるCASB (Cloud Access Security Broker: クラウド監視サービス) の活用による安全性の確認を継続的に行う。

役職員に対する研修、訓練等により情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等については、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において評価結果を確認する。

さらに、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。

上記に加え、新たな共通業務基盤及び運用業務基盤の構築に際しては、具体的な情報セキュリティ対策を実装する。

これらの取組を推進するため、専門的な知見を有する業務支援事業者を活用するとともに、情報セキュリティ専門人材の育成・採用に努める。

10. 情報発信・広報及び透明性の確保

国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むとともに、その評価や効果の把握・分析に努める。

年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。

具体的には、以下の取組を進めることとし、その際、市場への影響に留意するとともに、管理運用法人が、数十年の投資期間を有する超長期投資家であり、かつ、今後長期にわたり積立金が積みあがっていく可能性が大きい、という特性を有することを踏まえ、そのあるべき運用の姿について多面的な観点から国民の理解を得られるよう、分かりやすい情報発信について積極的な対応を図る。

(1)第5期中期目標期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針をもとに、広報活動の評価を定期的に行い、活動内容の改善を図る。

- (2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資の必要性、オルタナティブ投資の意義、ESGやインパクトを考慮した投資の考え方等をホームページ等で分かりやすく説明する。
- (3)年金制度における積立金や管理運用法人の役割等を分かりやすく解説したコンテンツ(テキストや動画等)を作成し、ホームページ等で周知する。
- (4) こうした情報発信について、ホームページやSNS等だけでなく、案件の性格 に応じ、役職員の講演等の機会も活用する。
- (5) 令和6年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの 状況、各運用受託機関等の状況、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定等 を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開す る。また、令和7年度の四半期の運用状況については、期末日の翌々月の第一金 曜日にホームページ等により情報を公開する。

具体的な公表日は、令和6年度の管理及び運用実績の状況は7月4日に、令和7年度の四半期の運用状況は8月1日、11月7日、2月6日とする。

- (6)監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報 を公開する。
- (7) スチュワードシップ・コードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表 について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。
- (8)経営委員会が重要事項と判断する事項については、経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。 さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録等及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額を公表する。
- (9) 運用におけるESGの取組を評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性 を確保する観点からESG活動報告を作成する。
- (10) 運用会社等に対して支払っている実質的な費用について、できる限り詳細な レベルで把握した上で、適切な情報開示の在り方を検討する。その際、運用会社 等との契約内容にも配慮する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

- (1)事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、先進技術の活用も含め効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。
- (2) 人事評価制度については、年金積立金の管理及び運用を安定的に行うための業務運営体制を適切に確保する観点から職員の能力・実績の評価を適切に行う。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費(システム関連経費及び人件費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計について、高度専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために当年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度と比べて1.33%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度 専門人材の確保をはじめ、運用の高度化・多様化やリスク管理の強化等に的確に対 応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、必要な人材の確保等を図る観点にも留意しつつ、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度専門人材の報酬水準については、第1の8により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、実績連動報酬制度による運用実績に応じた手数料の増減や各資産別の運用資産額の増減、付加価値(スチュワードシップ活動を含む。)等も考慮に入れつつ、収益との対比や要因分解等を行い、効率的かつ合理的な水準となるよう努める。なお、その際、ツールの導入による手数料計算の自動化を検討する。

3. 契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた 事項に配慮した予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

40,000億円

2. 想定される理由

予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 調査研究

- (1) 将来にわたって年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う観点から、 長期的な視野で取り組む基礎的な研究を含む多種多様な調査研究のテーマを設 定する方針の下で、適切なテーマを選定して調査研究に取り組む。
- (2)調査研究に係る計画の立案、進捗の管理、結果の評価、経営委員会への報告及びホームページでの公表等PDCAサイクルの取組を強化し、調査研究の費用対効果を検証する。
- (3)大学やシンクタンク等の管理運用法人外部のリソースを活用して調査研究を行う際には、得られた結果を管理運用法人内部で蓄積するとともに、管理運用法人業務に有効活用するため、人材の採用や育成等を通じた体制の整備を図る。
- (4)管理運用法人外部のリソースを活用して管理運用法人の業務上の機密情報を提供する必要のある調査研究を実施する場合には、選定候補先に対して情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。

また、選定先と守秘義務契約を締結するとともに、選定先の自己診断等の結果を情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会において確認する。

- (5)年金運用に関連する分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的とする「GPIF Finance Awards」について、適時適切に実施する。また、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象とした「GPIF Finance Awards for Students」を適時適切に実施する。
- (6)年金積立金の管理及び運用並びに基本ポートフォリオの策定等に関連する幅広い情報について、管理運用法人外部のセミナーや研修への参加等を通じた情報収集、国内外のアセットオーナーとの情報交換を積極的に行う。

2. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化

(1)経営委員会が策定する「内部統制の基本方針」等に基づき、法令遵守・受託者

責任等の徹底を図り、投資原則・行動規範を遵守するとともに、他の民間金融機関等の例も参考にして、運用コンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス専門部署を設置し、3線管理の枠組みによる多重化した牽制体制を強化するなど、内部統制等の体制の一層の強化を図ることにより、国民から一層信頼される組織づくりを進める。

(2) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。

また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。

- (3)業務執行能力の向上を図りつつ、業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り 組む。また、法務支援機能の更なる拡充・強化・活用を進めるとともに、運用コ ンプライアンスに係る専門性を備えたコンプライアンス専門部署の設置などコ ンプライアンス体制を強化し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施す る。内部通報・外部通報やハラスメントに関する相談等について適切に取り扱う。 また、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見の収集を行う。
- (4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職 に関するルールの徹底を図る。
- 3. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化

監査委員会は、以下の点に重点を置いて監査及び監視を行う。

- (1) ガバナンスの骨格をなす内部諸規定の施行状況、運用の高度化・多様化に対応した以下の内部統制機能の整備・運用状況及び機能強化の取組状況について、その実効性を検証する。
 - ・運用リスク管理
 - ・業務リスク管理(IT関係を含む。)
 - ・コンプライアンス
 - 法務
 - 内部監査

また、その結果や管理運用法人の置かれた状況などを踏まえ、必要に応じて、 更なるガバナンス強化に資する提言・提案を行う。

- (2)以下の組織強化の取組に対する運営状況、進捗状況について、その実効性を検証する。
 - 人材の管理、採用、評価及び育成
 - ・女性の活躍推進
 - ・柔軟な働き方
- (3)監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。
- (4)監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。
- (5) 運用の高度化・多様化に伴い、監査委員会を補佐するための体制強化の方策について検討する。
- 4. 施設及び設備に関する計画

なし

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施する ために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものに ついて行う。

別表1

				別表
令和7年度の予算	T			(単位:百万円)
157 UI		~.		
区別	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	計
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金		_	_	_
年金特別会計国民年金勘定寄託金	_	_	-	-
厚生年金勘定より受入	_	_	9, 667, 836	9, 667, 836
国民年金勘定より受入	-	-	492, 555	492, 555
投資回収金	_	-	1, 173, 746	1, 173, 746
総合勘定より償還金受入	333, 289		_	726, 842
総合勘定より国庫納付金受入	62, 500	384, 404	-	446, 904
運用収入	-	-	10, 264, 326	10, 264, 326
雑収入	_	_	194	194
総合勘定より分配金受入	9, 670, 412	459, 427	_	10, 129, 839
計	10, 066, 201	1, 237, 384	21, 598, 658	32, 902, 243
支出				
一般管理費	_	-	3, 406	3, 406
業務経費	_	-	132, 195	132, 195
総合勘定へ繰入	9, 667, 836	492, 555	_	10, 160, 392
投資	-	-	10, 160, 585	10, 160, 585
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	_	_	62, 500	62, 500
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	_	_	384, 404	384, 404
年金特別会計厚生年金勘定納付金	62, 500	_	-	62, 500
年金特別会計国民年金勘定納付金	_	384, 404	_	384, 404
厚生年金勘定へ償還金繰入	_	_	333, 289	333, 289
国民年金勘定へ償還金繰入	-	_	393, 553	393, 553
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還 年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	333, 289		-	333, 289
中		393, 553	_	393, 553
厚生年金勘定へ分配金繰入	_	_	9, 670, 412	9, 670, 412
国民年金勘定へ分配金繰入	_	_	459, 427	459, 427

【人件費の見積もり】

期間中総額2,916百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給与(非常勤役員給与を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

10, 063, 626

1, 270, 512 21, 599, 771

32, 933, 908

令和7年度の収支計画

(単位:百万円)

당미		(単位:百万円)			
区別	厚生年金勘定 国民年金勘定 総合勘定		総合勘定	= 計	
収益の部	9, 670, 412	459, 427	10, 264, 326	20, 394, 165	
経常収益	_	-	10, 264, 326	10, 264, 326	
資産運用収益	_	-	10, 264, 326	10, 264, 326	
事業外収益	_	-	-	-	
雑益	_	-	-	-	
総合勘定分配金収入	9, 670, 412	459, 427	-	10, 129, 839	
費用の部	-	-	10, 264, 326	10, 264, 326	
経常費用	_	-	134, 488	134, 488	
業務経費	_	-	131, 298	131, 298	
業務経費	_	-	130, 013	130, 013	
賞与引当金繰入	_	-	718	718	
退職給付費用	_	_	125	125	
減価償却費	_	_	442	442	
一般管理費	_	-	3, 190	3, 190	
一般管理費	_	_	3, 122	3, 122	
賞与引当金繰入	_	-	35	35	
退職給付費用	_	_	$\triangle 5$	△5	
減価償却費	_	-	38	38	
財務費用	_	-	-	-	
繰入前利益	_	-	10, 129, 839	10, 129, 839	
厚生年金勘定分配金繰入	_	-	9, 670, 412	9, 670, 412	
国民年金勘定分配金繰入	-	-	459, 427	459, 427	
当期利益金(△当期損失金)	9, 670, 412	459, 427	_	10, 129, 839	

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和7年度の資金計画

(単位:百万円)

令和7年度の貸金計画	金額			単位:百万円)
区別	厚生年金勘定	厚生年金勘定 国民年金勘定 ※		計
資金収入	395, 789	777, 957	1, 309, 541	2, 483, 287
前期よりの繰越金	-	-	_	-
業務活動による収入	395, 789	777, 957	1, 309, 541	2, 483, 287
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	-	_	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	_	_	-
厚生年金勘定からの受入による収入	_	-	_	-
国民年金勘定からの受入による収入	_	_	-	-
総合勘定からの償還金の受入による収入	333, 289	393, 553	-	726, 842
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	62, 500	384, 404	-	446, 904
投資回収金収入	-	_	1, 173, 746	1, 173, 746
運用事業収入	_	_	135, 601	135, 601
その他の業務収入	-	_	194	194
投資活動による収入	-	_	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	_	-	-
財務活動による収入	-	_	-	_
資金支出	395, 789	777, 957	1, 309, 541	2, 483, 287
業務活動による支出	395, 789	777, 957	1, 307, 804	2, 481, 550
資金運用の投資による支出	-	-	194	194
一般管理費支出	-	-	3, 392	3, 392
業務経費支出	-	-	130, 472	130, 472
総合勘定への繰入による支出	-	-	_	-
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	62, 500	62, 500
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	384, 404	384, 404
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	333, 289	333, 289
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	393, 553	393, 553
寄託金償還による支出	333, 289	393, 553	_	726, 842
国庫納付金による支出	62, 500	384, 404	_	446, 904
投資活動による支出	-	_	1,736	1,736
固定資産取得による支出	-	_	1,736	1,736
敷金・保証金支払による支出	_	_	-	_
財務活動による支出	_	_	_	_
次期への繰越金	_	_	_	_

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。